



職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県自転車活用推進条例の一部を改正する条例、富山県食品衛生条例の一部を改正する条例、富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県国民健康保険条例の一部を改正する条例、富山県医学生等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例、富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例、富山県営体育施設条例の一部を改正する条例及び元気とやま未来創造基金条例を廃止する条例を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県条例第2号

### 富山県公用施設総合管理基金条例

(設置)

**第1条** 県が所有する公用施設の計画的な改修その他総合的な管理を推進するため、富山県公用施設総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及

び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財 政 課)

## 富山県条例第3号

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 こどもまんなか社会を実現するための基本的施策等（第10条—第17条）

第3章 富山県こども支援委員会（第18条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

#### 附則

こどもは、一人一人がかげがえのない大切な存在です。

こどもは、周りの人に温かく見守られ、支えられることによって、心身ともに健やかに育ち、失敗を恐れずに挑戦でき、将来を切り開くことができます。

また、こどもにとって、自分の意見が大切にされる経験は、自己肯定感や自己有用感を高め、主体的に、自分らしく生きていくことにつながります。

我が国は、児童の権利に関する条約を結び、すべてのこどもは大人と同様に権利

の主体であり、一切の差別的取扱いを受けないこと、命を守られながら、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう支えられること、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを約束しています。

しかしながら、貧困、虐待、いじめ、ヤングケアラー、インターネットの利用に関する問題等、子どもを取り巻く状況は厳しさを増しています。また、高い共働き世帯率、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、家族や地域が子どもを見守り、支える機能が低下し、子どもや保護者の不安感や孤立感が高まっています。

こうしたことから、子どもが安心して成長できる環境が整うよう、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県はもとより、国、市町村、保護者、子どもの学びや育ちに関する施設等関係者、事業者及び県民がそれぞれの立場から又は相互に連携し、困難な状況にある子どもの権利擁護を図ることが不可欠です。また、子どもが権利について学び、様々な支援を受けながら意見を表明し、個性や多様性が尊重され、主体的に、自分らしく生きることができるよう支援していかなければなりません。

ここに私たちは、未来を担うすべての子どもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、子どもの健やかな成長を支援するための基本理念を定め、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県等の役割、子どもの支援に関する基本的施策等を定めることにより、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）と相まって、子どもの支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもまんなか社会（未来を担うすべての子どもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健

やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会をいいます。)を実現することを目的とします。

(定義)

**第2条** この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの支援」とは、こどもの権利擁護に関して行う次に掲げる支援をいい、こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。

(1) こどもの健やかな成長に対する支援

(2) こどもの健やかな成長を支える者（保護者及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者をいいます。以下同じです。）に対する支援

3 この条例において「保護者」とは、こどもを現に監護する者をいいます。

4 この条例において「こどもの学びや育ちに関する施設等関係者」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。第7条において同じです。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。第7条において同じです。）その他これらに類する施設の設置者、管理者、教員及び職員その他こどもの教育又は福祉に関する職務に従事する者をいいます。

(基本理念)

**第3条** こどもの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

(1) すべてのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの有する権利が尊重され、擁護されること。

(2) すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、教育を受ける機会が等しく与え

られること。

- (3) すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が、相互に連携を図りながら協力して、社会全体でこどもを支えるための施策及び取組を推進すること。  
(こどもにとって大切な権利)

**第4条** すべてのこどもは、健やかに成長するため、次に掲げる権利が尊重されます。

- (1) 心身ともに健康であり、必要な医療、保健、福祉等の支援を受けられること。
  - (2) かけがえのない存在として周りの人に温かく見守られ、支えられること。
  - (3) 遊び、学び、スポーツ、文化芸術活動等様々な活動が体験できること。
  - (4) 希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かってのびのびと挑戦できること。
  - (5) 自分の成長に役立つ情報を入手することができ、自分の権利や社会に関する正しい知識に基づき将来を自ら選択できること。
  - (6) 自分の意見をもつための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること。
  - (7) 不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助けを求めることができ、適切な助言や支援を受けられること。
  - (8) 虐待、いじめ等困難な状況から心身が守られ、差別的取扱いや不利益を受けたり、孤立したりすることなく、安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができること。
- 2 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。
  - 3 こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守らなければなりません。

(県の役割)

**第5条** 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、こどもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組を尊重しつつ、こどもの支援のための施策を策定し、及び実施するものとしします。

(保護者等の役割)

**第6条** 保護者は、基本理念にのっとり、こどもが自立した個人として健やかに成長することについて第一義的責任を有することを認識しつつ、こどもを見守り支えるものとしします。

2 県及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、保護者とともに、こどもが自立した個人として健やかに成長するよう見守り支えるものとしします。

(こどもの学びや育ちに関する施設等関係者の役割)

**第7条** こどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設その他これらに類する施設における安全を確保するとともに、こどもが安心して学び育つことができる環境づくりに努めるものとしします。

(事業者の役割)

**第8条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者がこどもに接する時間を十分に確保するため、職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとしします。

(県民の役割)

**第9条** 県民は、基本理念について理解を深めるとともに、こどもの支援のための施策及び取組について関心を高め、協力するよう努めるものとしします。

## 第2章 こどもまんなか社会を実現するための基本的施策等

(市町村との連携協力)

**第10条** 県は、こどもの支援のための施策の実施に当たっては、適切な役割分担を踏まえ、市町村と相互に連携を図りながら協力するものとしします。

(こどもの権利に関する普及啓発及び気運の醸成)

**第11条** 県は、この条例、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて普及啓発を図り、それらの理解を得るよう努め

るものとしします。

- 2 県は、前項の広報活動等を行うに当たり、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民に協力を求め、気運の醸成を図るものとしします。

(こどもの居場所及び様々な体験活動の機会の確保)

**第12条** 県は、すべてのこどもが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、その希望や意欲に応じて、遊び、学び、スポーツ、文化芸術活動等様々な体験活動の機会を得ることができるよう、こども及びこどもの健やかな成長を支える者に対し、必要な支援を行うものとしします。

(こどもの健やかな成長に対する切れ目のない支援)

**第13条** 県及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、こどもの健やかな成長に対する支援が、その心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるよう、相互に連携を図りながら協力するものとしします。

(相談支援体制の充実)

**第14条** 県は、貧困、虐待、いじめ、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められること等、不安や悩みを抱えるこども又は保護者その他こどもに関わる者が、安心して相談し、適切な助言や支援を受けることができるよう、体制の充実を図り、こどもに寄り添ったきめ細かな支援を行うものとしします。

(こども等からの意見聴取及び施策への反映)

**第15条** 県は、こどもの支援のための計画又は施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該計画又は施策の目的等に応じて、こども等の意見を聴取し、その反映状況について説明するために必要な措置を講ずるものとしします。

- 2 前項の意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした様々な困難な状況にあるこどもの意見も聴取するものとしします。

(こどもの視点に立った情報提供等)

**第16条** 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こどもがその健やかな成長のために必要な知識について、こどもの視点に立った分かりやすい情報の提供を行うとともに、こどもがその理解を深めるために学ぶ機会を得ることができるよう努めるものとしします。

(こどもが意見表明しやすい環境づくり)

**第17条** 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こどもの年齢及び発達の程度に応じた意見を言いやすい環境づくりに努めるものとします。

### 第3章 富山県こども支援委員会

(設置及び所掌事務)

**第18条** こどもの悩みの解決に向けた支援を行う機関として、富山県こども支援委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、知事の求めに応じて、次に掲げる職務を行います。

- (1) 第21条第1項に規定する調整等を行うこと。
- (2) 第25条第2項に規定する意見表明を行うこと。
- (3) こどもの権利擁護に関して県が行う普及啓発活動について意見を述べること。

(組織等)

**第19条** 委員会は、委員5人以内で組織します。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命します。

3 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理します。

8 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができます。

9 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命します。

10 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとします。

11 この章に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員の服務)

**第20条** 委員は、こどもの気持ちを尊重し、その最善の利益を優先して、公平かつ適正にその職務を行うものとします。

2 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(調整等の申立て)

**第21条** こども又は保護者は、こどもの健やかな成長に関して富山県行政組織規則(平成6年富山県規則第14号)第133条に規定するこども相談センターに相談して支援を受けてもなおこどもの置かれている状況が改善しないときは、知事に対し、当該事案を解決するための調整及び調整に必要な調査(以下「調整等」といいます。)の申立てをすることができます。

2 知事は、前項の申立て(以下単に「申立て」といいます。)があったときは、調整等を委員会に求めるものとします。

(調整等の実施)

**第22条** 委員会は、前条第2項の規定による求めがあったときは、申立てに係る事案について調整等を行うものとします。ただし、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、調整等を行わないものとします。

(1) 判決により確定した権利関係又は県若しくは市町村の附属機関等が認定した事実関係に関する事案であるとき。

(2) 裁判所において係争中の事案又は県若しくは市町村の附属機関等において審議中の事実関係に関する事案であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、調整等を行うことが適当でない事案として規則で定めるものであるとき。

2 委員会は、調整等のため必要があると認めるときは、申立てに係る事案に関係する者として委員会が認めるもの(以下「関係者」といいます。)に対し、資料の提出及び説明を求めることができます。

3 委員会は、申立てに係る事案が解決したときはその結果を、調整等を行わなかったときはその旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

4 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、申立てを行ったこども又は保護者(以下「申立人」といいます。)及び関係者に通知するものとします。

(調整等の中止)

**第23条** 委員会は、調整等を開始した後においても、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるとき又は申立人が申立てを取り下げたときは、調整等を中止するものとします。

2 委員会は、調整等を中止したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、申立人及び関係者に通知するものとします。

(調整等の終了)

**第24条** 委員会は、調整等を尽くしても申立てに係る事案の解決が見込めないと認めるときは、出席委員全員の一致により調整等を終了することができます。

2 委員会は、調整等を終了したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、申立人及び関係者に通知するものとします。

(意見表明)

**第25条** 知事は、委員会に対し、申立てに係る事案に関連する県の施策について意見を求めることができます。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、申立てに係る事案に関連する県の施策について必要な措置を講ずるよう意見を述べること（以下この条において「意見表明」といいます。）ができます。

3 知事は、意見表明があったときは、これを尊重しなければなりません。

4 知事は、意見表明があったときは、その措置状況について委員会に報告するものとします。

5 知事は、意見表明があったとき又は前項の報告をしたときは、速やかに、申立人及び関係者に通知するものとします。

(活動状況の公表)

**第26条** 委員会は、その活動状況について、毎年度1回、公表するものとします。

#### 第4章 雑則

(規則への委任)

**第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第3章の規定は、同年10月1日から施行します。

(こども家庭室)

### 富山県条例第4号

富山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

富山県公益認定等審議会条例（平成20年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(法務文書課)

### 富山県条例第5号

富山県行政手続条例の一部を改正する条例

富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第

1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第22条第 3 項中「第15条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第28条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第15条第 3 項後段」を「第15条第 4 項後段」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富山県行政手続条例第15条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（人事企画室）

**富山県条例第6号**

富山県防災危機管理センター条例等の一部を改正する条例

(富山県防災危機管理センター条例の一部改正)

**第1条** 富山県防災危機管理センター条例（令和4年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「使用する」を「利用する」に改める。

別表研修室の項中「20,300円」を「23,000円」に、「11,800円」を「12,900円」に、「14,200円」を「15,700円」に、

「

3-B	20,800円	12,000円	14,500円
-----	---------	---------	---------

」

を

「

3-B	23,500円	13,200円	16,000円
-----	---------	---------	---------

」

に、「17,900円」を「20,300円」に、「10,400円」を「11,400円」に、「12,500円」を「13,800円」に、「9,500円」を「10,800円」に、「5,500円」を「6,100円」に、「6,700円」を「7,400円」に、「8,300円」を「9,300円」に、「4,800円」を「5,300円」に、「5,800円」を「6,400円」に、「8,900円」を「10,100円」に、「5,200円」を「5,700円」に、「6,200円」を「6,900円」に、「7,800円」を「8,800円」に、「4,500円」を「4,900円」に、「5,400円」を「6,000円」に、

「

5-A	20,700円	12,000円	14,400円
-----	---------	---------	---------

」

を

「

5-A	23,300円	13,100円	15,900円
-----	---------	---------	---------

」

に、「17,100円」を「19,300円」に、「9,900円」を「10,900円」に、「11,900円」を「13,200円」に、「16,600円」を「18,800円」に、「9,600円」を「10,600円」に、「11,600円」を「12,800円」に改め、同表小会議室の項中「11,500円」を「13,000円」に、「6,700円」を「7,300円」に、「8,000円」を「8,900円」に改め、同表中会議室の項中「28,500円」を「32,300円」に、「16,500円」を「18,100円」に、「19,900円」を「22,000円」に改める。

(富山県民会館条例の一部改正)

**第2条** 富山県民会館条例（昭和39年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「6,500円」を「7,200円」に、「12,950円」を「14,300円」に、「25,400円」を「28,000円」に、「50,850円」を「56,050円」に、「98,200円」を「108,150円」に、「13,600円」を「15,000円」に、「147,750円」を「162,750円」に、「182,300円」を「200,800円」に、「33,500円」を「36,900円」に、「130,950円」を「144,250円」に、「54,700円」を「60,250円」に改める。

別表第1の2の表中「3,550円」を「3,950円」に、「120円」を「130円」に、「60円」を「70円」に、「4,700円」を「5,200円」に改める。

別表第1の3の表中「200円」を「250円」に、「180円」を「230円」に、「160円」を「200円」に改める。

(富山県教育文化会館条例の一部改正)

**第3条** 富山県教育文化会館条例（昭和49年富山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「11,300円」を「12,500円」に、「34,500円」を「38,150円」に、「20,900円」を「23,100円」に、「98,500円」を「108,900円」に改める。

(富山県高岡文化ホール条例の一部改正)

**第4条** 富山県高岡文化ホール条例（昭和61年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「24,650円」を「27,250円」に、「8,450円」を「9,350円」に、「13,150円」を「14,550円」に、「101,650円」を「112,350円」に、「66,000円」を「72,950円」に、「32,000円」を「35,400円」に、「3,950円」を「4,400円」に、「2,750円」を「3,050円」に改める。

(富山県新川文化ホール条例の一部改正)

**第5条** 富山県新川文化ホール条例（平成6年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,750円」を「6,400円」に、「3,700円」を「4,100円」に、

「23,600円」を「26,200円」に、「181,250円」を「200,850円」に、「41,450円」を「45,950円」に改める。

(富山県民小劇場条例の一部改正)

**第6条** 富山県民小劇場条例(昭和62年富山県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「14,200円」を「15,400円」に、「138,350円」を「149,700円」に改める。

(富山県利賀芸術公園条例の一部改正)

**第7条** 富山県利賀芸術公園条例(平成6年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「19,600円」を「21,900円」に、「17,400円」を「19,400円」に、「32,700円」を「36,500円」に、「4,400円」を「4,900円」に、「16,300円」を「18,200円」に、「9,900円」を「11,000円」に改める。

別表の2の表中「91,200円」を「101,700円」に、「3,050円」を「3,400円」に、「1,550円」を「1,750円」に、「360円」を「400円」に、「280円」を「310円」に、「160円」を「180円」に、「90円」を「100円」に、「13,600円」を「15,200円」に改める。

(高志の国文学館条例の一部改正)

**第8条** 高志の国文学館条例(平成23年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「200円」を「250円」に、「160円」を「200円」に改める。

別表第1の3中「4,200円」を「4,400円」に改める。

別表第1の4の表中「14,420円」を「16,080円」に、「3,610円」を「4,020円」に、「7,170円」を「7,990円」に、「1,790円」を「2,000円」に、「4,430円」を「4,940円」に、「880円」を「980円」に、「3,960円」を「4,420円」に、「780円」を「870円」に、「1,420円」を「1,580円」に、「290円」を「320円」に、「1,700円」を「1,900円」に、「340円」を「380円」に改める。

(富山県民共生センター条例の一部改正)

**第9条** 富山県民共生センター条例（平成9年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「8,500円」を「9,500円」に、「33,500円」を「37,100円」に、「14,700円」を「16,300円」に、「23,300円」を「25,800円」に、「44,700円」を「49,500円」に、「22,000円」を「24,400円」に改める。

別表の2の表中「280円」を「310円」に改める。

(富山県立山山麓<sup>ろく</sup>家族旅行村条例の一部改正)

**第10条** 富山県立山山麓<sup>ろく</sup>家族旅行村条例（昭和56年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,050円」を「1,200円」に、「520円」を「600円」に、「5,230円」を「5,800円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「28,000円」を「30,600円」に、「12,000円」を「13,100円」に、「19,910円」を「21,900円」に、「8,450円」を「9,300円」に、「12,450円」を「13,700円」に、「5,290円」を「5,900円」に、「1,600円」を「1,800円」に、「600円」を「700円」に、「440円」を「500円」に、「100円」を「200円」に改める。

(富山県総合福祉会館条例の一部改正)

**第11条** 富山県総合福祉会館条例（平成11年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「18,600円」を「21,200円」に、「28,200円」を「32,000円」に、「7,100円」を「8,100円」に、「38,200円」を「43,400円」に、「17,100円」を「19,500円」に改める。

(富山県国際健康プラザ条例の一部改正)

**第12条** 富山県国際健康プラザ条例（平成11年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「25,200円」を「28,100円」に改める。

別表第1の2の表中「13,700円」を「15,300円」に改める。

別表第1の3の表中「1,600円」を「1,800円」に改める。

別表第2の1の表中「2,100円」を「2,400円」に、「1,700円」を「1,900

円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「900円」を「1,100円」に改める。

別表第3中「26,200円」を「29,300円」に改める。

(富山県立イタイイタイ病資料館条例の一部改正)

**第13条** 富山県立イタイイタイ病資料館条例（平成23年富山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,100円」を「11,900円」に、「3,800円」を「4,500円」に、「5,100円」を「6,000円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「1,900円」を「2,300円」に、「2,600円」を「3,100円」に、「700円」を「900円」に改める。

(富山県薬事総合研究開発センター条例の一部改正)

**第14条** 富山県薬事総合研究開発センター条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「4,500円」を「4,600円」に、「600円」を「700円」に、「3,100円」を「3,500円」に改める。

別表の2の表中「19,600円」を「21,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に、「8,200円」を「8,800円」に、「67,200円」を「70,400円」に、「11,100円」を「12,000円」に、「4,200円」を「4,400円」に、「8,700円」を「9,200円」に改める。

(富山県創業支援センター条例の一部改正)

**第15条** 富山県創業支援センター条例（令和3年富山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「51,200円」を「54,010円」に、「16,900円」を「17,830円」に、「11,300円」を「11,920円」に、「2,400円」を「2,530円」に、「135,550円」を「142,990円」に、「13,700円」を「14,450円」に改める。

(富山県創業・移住促進住宅条例の一部改正)

**第16条** 富山県創業・移住促進住宅条例（令和3年富山県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「81,500円」を「85,970円」に、「61,700円」を「65,090円」に改める。

別表第2中「4,000円」を「4,220円」に改める。

(富山県産業技術研究開発センター条例の一部改正)

**第17条** 富山県産業技術研究開発センター条例(昭和61年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表の1の項中「9,000円」を「9,800円」に改め、同表の3の項中「3,800円」を「4,300円」に改め、同表の4の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表の5の項中「4,200円」を「4,500円」に改め、同表の7の項中「16,600円」を「18,500円」に改め、同表の8の項中「9,400円」を「9,700円」に改め、同表の9の項中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表の2の表の1の項中「34,800円」を「36,500円」に改め、同表の2の項中「8,900円」を「9,400円」に改め、同表の3の項中「14,100円」を「14,500円」に改め、同表の4の項中「5,800円」を「6,100円」に改め、同表の5の項中「26,200円」を「27,500円」に改め、同表の6の項中「25,500円」を「27,300円」に改め、同表の7の項中「2,300円」を「2,400円」に改め、同表の9の項中「14,800円」を「15,900円」に改め、同表の10の項中「23,300円」を「24,400円」に改め、同表の11の項中「8,900円」を「9,300円」に改め、同表の12の項中「2,200円」を「2,300円」に改め、同表の13の項中「4,600円」を「4,800円」に改め、同表の15の項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

(富山県総合デザインセンター条例の一部改正)

**第18条** 富山県総合デザインセンター条例(平成11年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表2中「700円」を「800円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「2,500円」を「3,100円」に改める。

別表4中「4,200円」を「4,400円」に改める。

(富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第19条** 富山県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年富山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第1非紹介患者加算料の項を次のように改める。

非紹介患者 加算料	初診	1回	7,700円 (助産に係る場合にあっては、7,000円)	次に掲げる場合は、非紹介患者加算料を徴収しない。 (1) 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合 (2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合 (3) 非紹介患者加算料を徴収しないことについて正当な理由がある場合
	再診	1回	3,300円 (助産に係る場合にあっては、3,000円)	次に掲げる場合は、非紹介患者加算料を徴収しない。 (1) 他の病院（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第3項本文及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第3項本文に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合 (2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合 (3) 非紹介患者加算料を徴収しないことについて正当な理由がある場合

別表第1 医師所見料の項中「11,000円」を「16,500円」に改め、同表診断書交

付手数料の項中 「

1,800円
1,800円

」 を 「

2,800円
3,800円

」 に、「3,600円」を「5,000円」

に、「2,100円」を「3,800円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「1,800円」を「2,800円」に、「2,600円」を「5,000円」に改める。

（富山県農林水産総合技術センター条例の一部改正）

**第20条** 富山県農林水産総合技術センター条例（平成19年富山県条例第73号）の一

部を次のように改正する。

別表の1の表の5の項中「200円以上5,500円」を「300円以上5,700円」に改め、同表の9の項中「1,300円」を「1,500円」に改める。

別表の2の表の1の項中「2,400円以上16,500円」を「2,600円以上17,500円」に改め、同表の2の項中「5,300円以上29,000円」を「5,600円以上31,000円」に改め、同表の3の項中「1,200円以上3,200円」を「1,300円以上3,500円」に改め、同表の4の項中「1,200円以上15,100円」を「1,300円以上16,700円」に改め、同表の5の項中「1,400円以上2,900円」を「1,600円以上3,300円」に改め、同表の6の項中「6,500円」を「7,000円」に改め、同表の7の項中「1,100円以上2,200円」を「1,300円以上2,500円」に改め、同表の8の項中「800円以上2,800円」を「900円以上3,000円」に改め、同表の9の項中「1,100円以上8,900円」を「1,200円以上9,200円」に改め、同表の10の項中「2,300円以上124,100円」を「2,500円以上131,400円」に改め、同表の11の項中「4,400円」を「4,800円」に改め、同表の12の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表の13の項中「1,300円以上4,700円」を「1,400円以上5,100円」に改め、同表の14の項中「1,000円以上1,200円」を「1,100円以上1,300円」に改め、同表の15の項中「1,000円以上7,600円」を「1,200円以上8,300円」に改め、同表の16の項中「50,100円」を「53,100円」に改め、同表の17の項中「1,000円以上29,900円」を「1,100円以上32,100円」に改め、同表の18の項中「2,700円以上12,400円」を「2,900円以上13,400円」に改め、同表の19の項中「2,800円以上9,800円」を「3,000円以上10,300円」に改め、同表の20の項中「3,700円」を「4,000円」に改め、同表の21の項中「35,600円」を「36,900円」に改め、同表の22の項中「39,700円以上46,500円」を「42,900円以上48,900円」に改め、同表の23の項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同表の24の項中「2,900円以上8,500円」を「3,200円以上9,000円」に改め、同表の25の項中「4,900円以上22,000円」を「5,200円以上24,000円」に改め、同表の26の項中「2,900円以上7,700円」を「3,100円以上8,200円」に改め、同表の27の項中「5,100円以上15,400円」を「5,400円以上16,200円」に改め、同表の28の項中「164,500円以上290,500円」を「176,700円以上309,100円」に改

め、同表の29の項中「62,100円以上 499,200円」を「65,700円以上 516,600円」に改める。

(富山県林道条例の一部改正)

**第21条** 富山県林道条例(昭和39年富山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,900円」を「6,600円」に、「2,000円」を「2,700円」に、「500円」を「600円」に改める。

(富山県港湾管理条例の一部改正)

**第22条** 富山県港湾管理条例(昭和37年富山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「77,000円」を「88,000円」に、「84,700円」を「96,800円」に、「102,000円」を「117,000円」に、「112,200円」を「128,700円」に、「128,000円」を「147,000円」に、「140,800円」を「161,700円」に、「153,000円」を「175,000円」に、「168,300円」を「192,500円」に、

	(5) 総トン数15,000トン以上20,000トン未満の船舶	177,000円	194,700円
	(6) 総トン数20,000トン以上25,000トン未満の船舶	199,000円	218,900円
	(7) 総トン数25,000トン以上30,000トン未満の船舶	218,000円	239,800円
	(8) 総トン数30,000トン以上40,000トン未満の船舶	237,000円	260,700円
	(9) 総トン数40,000トン以上50,000トン未満の船舶	252,000円	277,200円
	(10) 総トン数50,000トン以上60,000トン未満の船舶	268,000円	294,800円
	(11) 総トン数60,000トン以上70,000トン未満の船舶	285,000円	313,500円
	(12) 総トン数70,000トン以上80,000トン未満の船舶	303,000円	333,300円
	(13) 総トン数80,000トン以上90,000トン未満の船舶	322,000円	354,200円

	(14) 総トン数90,000トン以上の船舶	342,000円	376,200円
を			
「	(5) 総トン数15,000トン以上25,000トン未満の船舶	228,000円	250,800円
	(6) 総トン数25,000トン以上40,000トン未満の船舶	272,000円	299,200円
	(7) 総トン数40,000トン以上60,000トン未満の船舶	307,000円	337,700円
	(8) 総トン数60,000トン以上80,000トン未満の船舶	347,000円	381,700円
	(9) 総トン数80,000トン以上の船舶	445,500円	490,050円

に改める。

(富山県立山カルデラ砂防博物館条例の一部改正)

**第23条** 富山県立山カルデラ砂防博物館条例（平成10年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「400円」を「500円」に、「320円」を「400円」に改める。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

**第24条** 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の表富山県総合運動公園の項中「139,580円」を「156,290円」に、「31,100円」を「34,820円」に、「15,540円」を「17,400円」に、「280円」を「310円」に、「160円」を「180円」に、「167,490円」を「187,550円」に、「5,000円」を「5,600円」に、「16,080円」を「18,010円」に、「8,050円」を「9,010円」に、「4,990円」を「5,590円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「7,480円」を「8,380円」に、「3,740円」を「4,190円」に、「2,100円」を「2,350円」に、「1,400円」を「1,570円」に、「1,050円」を「1,180円」に、「700円」を「780円」に、「520円」を「580円」に、「350円」を「390円」に改め、同表富山県五福公園の項中「121,290円」を

「135,810円」に、「18,770円」を「21,020円」に、「9,390円」を「10,510円」に、「140円」を「160円」に、「90円」を「100円」に、「167,490円」を「187,550円」に、「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「43,010円」を「48,160円」に、「10,730円」を「12,010円」に、「1,080円」を「1,210円」に、「21,560円」を「24,140円」に、「6,700円」を「7,500円」に、「670円」を「750円」に、「134,770円」を「150,910円」に、「1,350円」を「1,510円」に、「4,990円」を「5,590円」に、「500円」を「560円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「250円」を「280円」に改め、同表富山県岩瀬スポーツ公園の項中「80,860円」を「90,540円」に、「8,050円」を「9,010円」に、「40,430円」を「45,270円」に、「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に、「4,990円」を「5,590円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「5,370円」を「6,010円」に、「1,010円」を「1,130円」に、「670円」を「750円」に、「26,650円」を「29,840円」に改め、同表富山県常願寺川公園の項中「4,990円」を「5,590円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に改め、同表富山県空港スポーツ緑地の項中「101,060円」を「113,160円」に、「16,080円」を「18,010円」に、「8,050円」を「9,010円」に、「140円」を「160円」に、「90円」を「100円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に改め、同表富山県富岩運河環水公園の項中「47,000円」を「53,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に、「500円」を「560円」に、「250円」を「280円」に、「940円」を「1,050円」に、「470円」を「530円」に、「530円」を「590円」に、「280円」を「310円」に、「330円」を「370円」に、「110円」を「120円」に改める。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

**第25条** 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5の3の表県民公園新港の森の項中「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「28,280円」を「31,670円」に、「7,240円」

を「8,110円」に、「1,080円」を「1,210円」に、「14,820円」を「16,590円」に、「4,550円」を「5,090円」に、「670円」を「750円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に改め、同表県民公園太閤山ランドの項中「1,290円」を「1,440円」に、「910円」を「1,020円」に、「390円」を「440円」に、「120円」を「130円」に、「1,040円」を「1,160円」に、「720円」を「810円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「110円」に、「15,630円」を「17,500円」に、「1,010円」を「1,130円」に、  
「

670円
------

」を「

750円
------

」に、「7,770円」を「8,700円」に、「5,180円」を「5,800円」に、「25,640円」を「28,710円」に、「840円」を「940円」に、「560円」を「630円」に、「380円」を「430円」に、「160円」を「180円」に、「110円」を「120円」に、「6,660円」を「7,460円」に、「4,440円」を「4,970円」に、「2,960円」を「3,310円」に、「2,440円」を「2,730円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に、「67,380円」を「75,450円」に、「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「31,260円」を「35,000円」に、「8,330円」を「9,330円」に、「4,170円」を「4,670円」に、「125,050円」を「140,020円」に、「13,320円」を「14,920円」に、「1台につき

670円
------

」を「1台につき

800円
------

」に、「400円」を「500円」に改める。

(富山県美術館条例の一部改正)

**第26条** 富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

別表第1中「300円」を「350円」に、「240円」を「280円」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

**第27条** 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「200円」を「250円」に、「160円」を「200円」に改める。

別表の3中「4,200円」を「4,400円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

**第28条** 富山県立山博物館条例(平成3年富山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「300円」を「350円」に、「240円」を「280円」に、「100円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「400円」を「450円」に、「320円」を「360円」に改める。

別表の2の表中「1,740円」を「1,960円」に、「780円」を「880円」に、「960円」を「1,080円」に、「330円」を「370円」に、「2,100円」を「2,370円」に、「1,140円」を「1,290円」に、「390円」を「440円」に改める。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

**第29条** 富山県青少年自然の家条例(昭和49年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,360円」を「2,800円」に、「700円」を「800円」に、「360円」を「400円」に、「280円」を「400円」に、「160円」を「200円」に、「90円」を「100円」に改める。

(富山県立山荘条例の一部改正)

**第30条** 富山県立山荘条例(昭和39年富山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「10,780円」を「12,300円」に、「6,860円」を「7,900円」に、「7,480円」を「8,600円」に、「4,230円」を「4,700円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「880円」を「1,000円」に、「700円」を「800円」に改める。

別表の2の表中「22,320円」を「24,700円」に、「9,430円」を「10,400円」に、「4,720円」を「5,300円」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

**第31条** 富山県総合体育センター条例(昭和59年富山県条例第4号)の一部を次の

ように改正する。

別表第2の1の表中「6,900」を「7,690」に、「2,310」を「2,570」に、「45,990」を「51,260」に、「4,600」を「5,120」に、「1,530」を「1,700」に、「30,700」を「34,220」に、「580」を「640」に、「32,170」を「35,860」に、「10,730」を「11,960」に、「10,340」を「11,530」に、「3,450」を「3,840」に、「5,840」を「6,510」に、「6,860」を「7,650」に改める。

別表第2の2の表中「270」を「310」に、「130」を「140」に、「200」を「220」に、「100」を「110」に、「310」を「350」に、「540」を「600」に、「430」を「480」に、「220」を「250」に、「670」を「750」に、「330」を「360」に、「1,070」を「1,190」に、「860」を「960」に、「400」を「450」に、「320」を「360」に、「170」を「190」に、「450」を「500」に、「230」を「250」に、「360」を「400」に、「180」を「200」に、「490」を「540」に、「250」を「280」に、「1,340」を「1,490」に、「810」を「910」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条及び第21条の規定並びに附則第3項の規定 令和8年4月1日

(2) 第19条の規定 令和8年5月1日

(富山県防災危機管理センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条、第8条、第13条、第14条、第17条、第20条、第27条又は第28条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第1条、第8条、第13条、第14条、第17条、第20条、第27条又は第28条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県総合デザインセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 附則第1項第1号に規定する規定の施行の際現に第18条の規定による改正前の富山県総合デザインセンター条例の規定により利用又は依頼の承認を受けている

者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、同条の規定による改正後の富山県総合デザインセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の富山県港湾管理条例の規定により知事の許可を受けて引船を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県港湾管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の富山県美術館条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る特別観覧料の額については、同条の規定による改正後の富山県美術館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

## 富山県条例第7号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「2,689人」を「2,680人」に、「536人」を「531人」に、「7,975人」を「7,961人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(人事企画室)

## 富山県条例第8号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第8条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

**第8条の3** 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条の6第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「62,940円を超えない範囲内で自動車等の種類及び使用距離の区分

に依じて人事委員会規則で」に改め、同号アからウまでを削り、同条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加える。

附則に次の1項を加える。

35 県内に在勤する職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）には、当分の間、第10条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 富山市に在勤する職員 100分の3

(2) 富山市以外の市町村に在勤する職員 100分の1

（富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正）

**第2条** 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第12号を次のように改める。

(12) 輪番日夜間医療技術業務手当

第2条第2項第26号及び第27号を次のように改める。

(26) 船員等作業手当

(27) 削除

第12条第1項中「いう」の次に「。第14条第1項において同じ」を加える。

第14条を次のように改める。

（輪番日夜間医療技術業務手当）

**第14条** 輪番日夜間医療技術業務手当は、中央病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士である職員が県内の病院が担当する病院群輪番制における中央病院の輪番日に正規の勤務時間による勤務として人事委員会が定める時間において調剤、撮影、検査、生命維持管理装置の操作その他の医療技術業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき7,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると認められる人事委

員会規則で定める場合における輪番日夜間医療技術業務手当の額については、当分の間、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に1,140円の範囲内で当該事情に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第28条及び第29条を次のように改める。

(船員等作業手当)

**第28条** 船員等作業手当は、農林水産総合技術センターに勤務する職員が航海中の船舶において行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業1日につき1,090円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

**第29条** 削除

第37条第1項第1号中「第3号及び第5号」を「第2号及び第4号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改め、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に改める。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

**第5条の2** 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を基礎として管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じ、第二種初任給調整手当を支給する。

### 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

**第2条** この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(県職員及び県費負担教職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正)

**第3条** 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

- (1) 県職員及び県費負担教職員の修学部分休業に関する条例(平成17年富山県条例第6号)第3条
- (2) 県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年富山県条例第7号)第3条
- (3) 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山県条例第31号)第2条第1項

(人事企画室)

## 富山県条例第9号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例(平成12年富山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中 

恩給証明手数料	1通につき470円
---------	-----------

 を

恩給証明手数料	1通につき500円
---------	-----------

 に、「1,000円」を「1,100円」に、

建設業者証明手数料	1通につき450円
-----------	-----------

 を

建設業者証明手数料	1 通につき 480 円
-----------	--------------

に、

(1) 資格に関する証明 1 通につき 450 円	
(2) 履歴に関する証明 1 通につき 470 円	

を

(1) 資格に関する証明 1 通につき 500 円	
(2) 履歴に関する証明 1 通につき 500 円	

に、

その他の証明（謄本を含む。）	1 通につき 450 円
----------------	--------------

を

その他の証明（謄本を含む。）	1 通につき 500 円
----------------	--------------

に改め、同表の30の項中「16,000円」

を「17,000円」に改め、同表の31の項中「130,000円」を「144,000円」に改め、同表の31の2の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の31の3の項中「24,000円」を「26,200円」に改め、同表の32の項中「120,000円」を「133,000円」に、「110,000円」を「119,000円」に改め、同表の32の2の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の32の3の項中「24,000円」を「26,200円」に改め、同表の32の4の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の32の5の項中「35,000円」を「38,100円」に改め、同表の32の6の項及び32の7の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の32の8の項中「24,000円」を「26,200円」に改め、同表の33の項中「35,000円」を「37,000円」に改め、同表の33の2の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の33の3の項中「50,000円」を「53,800円」に改め、同表の34の項中「5,100円」を「5,400円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同表の35の項中「22,000円」を「23,000円」に改め、同表の36の項中「7,400円」を「7,800円」に改め、同表の37の項中「22,000円」を「23,000円」に改め、同表の49の項中「16,000円」を「17,000円」に改め、同表の50の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の51の項中「7,000円」を「7,500円」に改め、同表の52の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の

53の項中「3,400円」を「3,600円」に改め、同表の101の項中「35,000円」を「37,800円」に、「48,000円」を「51,600円」に改め、同表の118の2の項中「5,000円」を「5,400円」に改め、同表の118の3の項中「4,000円」を「4,300円」に改め、同表の118の4の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表の118の5の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の118の6の項中「5,000円」を「5,100円」に改め、同表の118の7の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表の118の8の項中「78,000円」を「81,500円」に改め、同表の118の9の項中「70,000円」を「73,300円」に改め、同表の118の10の項中「84,000円」を「87,900円」に改め、同表の118の11の項中「77,000円」を「80,600円」に改め、同表の118の12の項中「67,000円」を「69,600円」に改め、同表の121の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表の122の項中「450円」を「480円」に改め、同表の123の項中「7,530円」を「8,000円」に、「4,720円」を「5,000円」に、「2,230円」を「2,400円」に、「890円」を「940円」に、「135,600円」を「146,600円」に、「47,710円」を「52,500円」に改め、同表の124の項中「28,000円」を「30,200円」に、「16,800円」を「18,200円」に、「14,000円」を「15,100円」に改め、同表の125の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の126の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の127の項中「3,600円」を「3,800円」に改め、同表の128の項中「22,000円」を「22,700円」に改め、同表の129の項及び130の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の133の項中「5,600円」を「6,400円」に改め、同表の133の2の項中「42,000円」を「47,500円」に、「80,000円」を「90,600円」に改め、同表の133の3の項中「5,600円」を「6,400円」に改め、同表の133の4の項中「3,400円」を「3,800円」に改め、同表の133の5の項中「4,100円」を「4,600円」に改め、同表の136の項中「3,400円」を「3,800円」に改め、同表の137の項中「4,100円」を「4,600円」に改め、同表の138の項中「4,300円」を「4,900円」に改め、同表の139の項中「3,400円」を「3,800円」に改め、同表の140の項中「4,100円」を「4,600円」に改め、同表の144の項中「2,570円」を「2,800円」に改め、同表の145の項中「440円」を「500円」に、「4,400円」を「4,800円」に改め、同表の146の項中「27,200円」を「28,800円」に改め、同表の148の項中「5,200

円」を「5,700円」に改め、同表の149の項中「14,700円」を「15,500円」に改め、同表の150の項中「10,200円」を「10,900円」に改め、同表の152の項中「6,400円」を「6,700円」に改め、同表の153の項中「10,500円」を「11,200円」に改め、同表の155の項中「2,400円」を「2,500円」に改め、同表の156の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表の157の項中「3,900円」を「4,100円」に改め、同表の160の項中「2,700円」を「2,900円」に改め、同表の161の項中「11,500円」を「12,300円」に、「3,900円」を「4,100円」に改め、同表の162の項中「14,600円」を「15,600円」に、「3,900円」を「4,100円」に改め、同表の163の項中「2,700円」を「2,900円」に改め、同表の164の項中「14,600円」を「15,600円」に、「3,900円」を「4,100円」に改め、同表の165の項中「3,900円」を「4,100円」に改め、同表の173の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の174の項中「6,400円」を「6,900円」に改め、同表の175の項中「3,200円」を「3,400円」に改め、同表の176の項中「3,600円」を「3,800円」に改め、同表の177の項中「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の178の項中「11,000円」を「11,500円」に改め、同表の178の2の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の178の3の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の178の4の項から178の7の項までの規定中「11,000円」を「11,900円」に改め、同表の178の8の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の178の9の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の178の10の項中「同令第3条に規定する薬局製造販売医薬品」を「同法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に、「7,600円」を「8,300円」に改め、同表の178の11の項中「154,100円」を「167,700円」に、「135,400円」を「147,400円」に、「60,400円」を「65,800円」に改め、同表の178の12の項中「4,600円」を「5,000円」に改め、同表の178の13の項中「142,300円」を「154,900円」に、「118,800円」を「129,400円」に、「48,500円」を「52,900円」に改め、同表の179の項中「11,600円」を「12,600円」に改め、同表の180の項中「77,300円」を「84,200円」に、「73,100円」を「79,600円」に、「30,800円」を「33,700円」に、「36,600円」を「40,000円」に改め、同表の181の項中「5,900円」を「6,400円」に改め、同表の182の項中「53,000円」を「57,800円」に、「50,100円」を「54,700円」に、「21,100円」

を「23,200円」に、「23,300円」を「25,600円」に改め、同表の183の項中「69,500円」を「75,700円」に、「65,700円」を「71,600円」に、「18,900円」を「20,800円」に、「32,700円」を「35,800円」に改め、同表の184の項中「28,900円」を「31,300円」に改め、同表の185の項中「20,200円」を「22,000円」に改め、同表の187の項中「90円」を「100円」に改め、同表の188の項中「206,100円」を「223,900円」に、「73,100円」を「79,500円」に、「35,800円」を「39,000円」に改め、同表の188の2の項中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に、「第9項」を「第8項」に、「71,000円」を「77,500円」に、「38,900円」を「42,500円」に、「18,100円」を「19,900円」に、「141,100円」を「152,300円」に、「2,170円」を「2,400円」に、「89,400円」を「96,500円」に、「1,070円」を「1,200円」に、「42,800円」を「46,300円」に、「360円」を「390円」に、「50,200円」を「54,800円」に、「29,500円」を「32,300円」に、「13,700円」を「15,100円」に、「107,200円」を「116,800円」に、「74,900円」を「81,600円」に、「40,300円」を「44,000円」に改め、同表の189の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「90円」を「100円」に改め、同表の190の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「98,800円」を「107,400円」に、「31,700円」を「34,500円」に、「21,400円」を「23,300円」に改め、同表の190の2の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に、「141,100円」を「152,300円」に、「10,000円」を「10,800円」に、「2,170円」を「2,400円」に、「89,400円」を「96,500円」に、「1,070円」を「1,200円」に、「42,800円」を「46,300円」に、「360円」を「390円」に、「107,200円」を「116,800円」に、「74,900円」を「81,600円」に、「40,300円」を「44,000円」に改め、同表の190の3の項中「71,000円」を「77,500円」に、「38,900円」を「42,500円」に、「18,100円」を「19,900円」に、「50,200円」を「54,800円」に、「29,500円」を「32,300円」に、「13,700円」を「15,100円」に改め、同表の190の4の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の190の5の項中「3,000円」

を「3,400円」に改め、同表の191の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の2の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の3の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の4の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の5の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の6の項中「154,100円」を「167,700円」に、「135,400円」を「147,400円」に、「97,900円」を「106,600円」に改め、同表の192の7の項中「142,300円」を「154,900円」に、「118,800円」を「129,400円」に、「71,900円」を「78,300円」に改め、同表の192の8の項中「38,200円」を「41,700円」に改め、同表の192の9の項中「27,000円」を「29,600円」に改め、同表の192の10の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の11の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の12の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の13の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の14の項中「154,100円」を「167,700円」に改め、同表の192の15の項中「142,300円」を「154,900円」に改め、同表の192の16の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の17の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の193の項中「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の194の項中「11,000円」を「11,500円」に改め、同表の196の項中「7,100円」を「7,500円」に、「5,300円」を「5,600円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の196の2の項中「15,000円」を「16,500円」に改め、同表の196の3の項中「10,000円」を「10,800円」に改め、同表の196の4の項中「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の196の5の項中「11,000円」を「11,500円」に改め、同表の196の6の項中「73,100円」を「79,600円」に改め、同表の196の7の項中「50,100円」を「54,700円」に改め、同表の196の8の項中「18,300円」を「20,100円」に改め、同表の196の9の項中「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の196の10の項中「11,000円」を「11,500円」に改め、同表の196の11の項中「71,000円」を「77,500円」に、「38,900円」を「42,500円」に、「18,100円」を「19,900円」に、「141,100円」を「152,300円」に、「2,170円」を「2,400円」に、「89,400円」を「96,500円」に、「1,070円」を「1,200円」に、「42,800円」

を「46,300円」に、「360円」を「390円」に、「50,200円」を「54,800円」に、「29,500円」を「32,300円」に、「13,700円」を「15,100円」に、「107,200円」を「116,800円」に、「74,900円」を「81,600円」に、「40,300円」を「44,000円」に改め、同表の197の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の198の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の198の2の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の198の3の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の198の4の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の198の5の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の199の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の200の項中「9,400円」を「10,000円」に改め、同表の201の項中「2,800円」を「3,000円」に改め、同表の202の項中「3,500円」を「3,700円」に改め、同表の210の項中「9,500円」を「11,000円」に改め、同表の212の6の項中「63,000円」を「66,300円」に改め、同表の212の7の項中「33,000円」を「34,900円」に改め、同表の212の8の項中「63,000円」を「66,300円」に改め、同表の212の9の項中「33,000円」を「34,900円」に改め、同表の218の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表の218の2の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の218の3の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表の218の4の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表の218の5の項中「14,000円」を「15,800円」に改め、同表の218の6の項中「6,000円」を「6,700円」に、「3,600円」を「4,100円」に改め、同表の218の7の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の218の8の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の218の9の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の219の項中「15,000円」を「16,400円」に改め、同表の220の項中「9,000円」を「9,900円」に改め、同表の220の2の項中「2,900円」を「3,200円」に改め、同表の220の3の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表の220の4の項中「24,800円」を「27,200円」に、「14,900円」を「16,400円」に改め、同表の220の5の項中「12,200円」を「13,400円」に改め、同表の220の6の項中「2,900円」を「3,200円」に改め、同表の220の7の項中「2,100円」を「2,300円」に、「420円」を「500円」に改め、同表の221の項中「つき9,690円」を「つき10,120円」に、「320円」を「330円」に、「7,210円」を「7,800円」に改め、

円」に、「9,690 円の」を「10,300円の」に、「13,250円」を「14,430円」に、「7,230 円」を「7,840 円」に、「1,430 円」を「1,540 円」に、「2,890 円」を「3,110 円」に、「22,410円」を「23,390円」に、「3,600 円」を「3,830 円」に、「8,600 円」を「9,170 円」に、「15,700円」を「16,740円」に、「34,000円」を「36,260円」に、「470 円」を「490 円」に、「660 円」を「690 円」に改め、同表の 224 の項中「18,000円」を「18,900円」に改め、同表の 225 の項中「6,700円」を「7,100 円」に改め、同表の 227 の項中「52,000円」を「54,100円」に改め、同表の 228 の項中「33,000円」を「34,200円」に改め、同表の 239 の項中「75,600円」を「79,500円」に改め、同表の 240 の項中「700 円」を「740 円」に改め、同表の 241 の項中「102,400 円」を「107,600 円」に改め、同表の 242 の項中「426,300 円」を「450,670 円」に改め、同表の 243 の項中「76,100円」を「80,000円」に改め、同表の 244 の項中「53,800円」を「56,880円」に改め、同表の 246 の項中「2,550 円」を「2,700 円」に改め、同表の 247 の項中「7,400 円」を「7,830 円」に改め、同表の 248 の項及び 249 の項中「1,750 円」を「1,860 円」に改め、同表の 250 の項中「760 円」を「810 円」に、「370 円」を「400 円」に改め、同表の 251 の項中「112,640 円」を「118,400 円」に改め、同表の 276 の項中「51,000円」を「55,700円」に改め、同表の 287 の項中「6,400 円」を「6,800 円」に改め、同表の 288 の項中「14,000円」を「14,700円」に改め、同表の 289 の項中「3,500 円」を「3,700 円」に改め、同表の 290 の項中「3,000 円」を「3,200 円」に改め、同表の 291 の項中「36,000円」を「37,700円」に、「5,900 円」を「6,200 円」に、「5,100 円」を「5,400 円」に、「3,600 円」を「3,800 円」に、「5,700 円」を「6,000 円」に改め、同表の 309 の項中「32,900円」を「37,700円」に改め、同表の 368 の項中「13,500円」を「14,200円」に改め、同表の 369 の項中「8,900 円」を「9,400 円」に改め、同表の 373 の項及び 373 の 2 の項を次のように改める。

<p>373 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191 号）第12条第 1 項本文の規定に基づく宅地造成等又は同法第30条第 1 項本文の規定に基づく特定盛土等若しく</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 617,000 円の範囲内において、切土、盛土又は土石の堆積をする</p>
--	--	---

<p>は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>		<p>土地の面積に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 600,000 円に当該申請に係る宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する安定計算を行った断面の数（次項において「断面数」という。）を乗じて得た額</p>
<p>373 の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（その額が617,000円を超えるときは、617,000円）</p> <p>ア 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積の増加部分に係る工事の設計の変更 新たに切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額</p> <p>イ アに規定する増加部分以外の部分に係る工事の設計の変更 変更前の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積（切</p>

		<p>土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積) に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ ア及びイに規定する工事の設計の変更以外の変更 10,000円</p> <p>(2) 600,000円に当該申請に係る断面数を乗じて得た額</p>
--	--	---

別表第1の385の項中「33,000円」を「34,800円」に改め、同表の386の項中「26,000円」を「27,400円」に改め、同表の387の項中「680円」を「720円」に、「430円」を「460円」に改め、同表の389の2の項中「33,000円」を「34,800円」に改め、同表の389の3の項中「26,000円」を「27,400円」に改め、同表の389の4の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「基づく容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の210の項、373の項、373の2の項及び389の4の項の改正規定  
令和8年4月1日

(2) 別表第1の178の10の項の改正規定（「同令第3条に規定する薬局製造販売医薬品」を「同法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に改める部分に限る。）、同表の188の2の項の改正規定（「第14条第7項（同条第15項）を「第14条第6項（同条第13項）に、「第9項」を「第8項」に改める部分に限る。）、同表の189の項の改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。）、同表の190の項の改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。）及び同表の190の2の項の改正規定（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める部分に限る。） 令和8年5月1日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財政課）

## 富山県条例第10号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第20条中「富山県総合県税事務所又は県庁の掲示場に掲示して」を「同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を富山県総合県税事務所若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を富山県総合県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め

る。

第22条各号列記以外の部分中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第32条第1項第2号中「400円」を「420円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第32条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年7月1日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

**第2条** この条例による改正後の富山県税条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第3条** 附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の富山県税条例第32条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（税 務 課）

## 富山県条例第11号

富山県自転車活用推進条例の一部を改正する条例

富山県自転車活用推進条例（平成31年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条・第18条」を「第18条・第19条」に改める。

第13条第2項中「いう」の次に「。第16条第3項において同じ」を加える。

第14条を次のように改める。

（自転車損害賠償保険等への加入）

**第14条** 自転車を利用する者（未成年者を除く。）は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済（以下この条から第16条までにおいて「自転車損害賠償保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下この項及び第16条第3項において同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第3章中第16条を第17条とする。

第15条第2項中「自転車を利用する者及び自転車の貸付けを業とする者その他自転車を事業の用に供する者の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第15条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認等）

**第15条** 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（次項において「自転車購入者」という。）に対し、当該自転

車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その従業員のうち、通常の通勤の方法として自転車を利用する者（次項において「自転車通勤者」という。）がいるときは、当該者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定による確認により、自転車通勤者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 自転車の貸付けを業とする者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(観光資源活用室)

### 富山県条例第12号

#### 富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「別表第2第30項」を「別表第2第31項」に改め、同表第3項第3号中「別表第2第2項第2号」を「別表第2第3項第2号」に改め、同表第5項第2号中「含む」の次に「。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等

を有するものをいう。以下同じ。)により調理された食品を販売する営業を除く」を加え、同項第3号中「場合」の次に「(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1項において同じ。)」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

別表第2中第30項を第31項とし、第2項から第29項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業であって従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものの基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設(全自動調理機を含む。次号及び第6号において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する機能を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(生活衛生課)

**富山県条例第13号**

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第2項各号」の次に「（ユニット型特別養護老人ホームにあつては省令第42条において読み替えて準用する省令第9条第2項各号、地域密着型特別養護老人ホームにあつては省令第59条において読み替えて準用する省令第9条第2項各号、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあつては省令第63条において読み替えて準用する省令第9条第2項各号）」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

**富山県条例第14号**

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和7年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第37条第2項各号」の次に「（ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、省令第49条において読み替えて準用する省令第37条第2項各号）」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

**富山県条例第15号**

富山県国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第28条」に、「第25条」を「第29条」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

第11条中「各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数が反映されるよう、」を「零以上1以下の範囲内において」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

第12条中「第9条第4項第1号」を「第9条第4項第3号」に改める。

第25条を第29条とし、第4章中第24条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

**第25条** 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

**第26条** 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

**第27条** 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

**第28条** 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、1未満の数であって、知事が定める数とする。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第25条を第29条とし、第4章中第24条の次に4条を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(厚生企画課)

## 富山県条例第16号

富山県医学生等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県医学生等修学資金貸与条例（昭和42年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

修学資金の貸与額（次項及び第9条第1項第1号において「貸与額」という。）は、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる者 1月当たり40,000円（国立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校である大学をいう。）若しくは公立大学（同項に規定する公立学校である大学をいう。）又はこれらの大学に置かれる大学院において獣医学を専攻する学生にあつては100,000円、私立大学（同項に規定する私立学校である大学をいう。以下この号において同じ。）又は私立大学に置かれる大学院において獣医学を専攻する学生にあつては180,000円）以内

(2) 前条第3号に掲げる者 1月当たり50,000円以内

(3) 前条第4号に掲げる者 1月当たり100,000円以内

第9条第1項第1号中「職員を除く」及び「期間を除く」の次に「。以下この号において同じ」を、「相当する期間」の次に「（獣医師である厚生センター等の職員で貸与額が1月当たり100,000円を超える貸与を受けた期間がある場合にあつては、当該期間の3分の5に相当する期間と貸与額が1月当たり100,000円以下の貸

与を受けた期間の2分の3に相当する期間とを合算した期間)」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(医 務 課)

### 富山県条例第17号

富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例

富山県技術専門学院条例（昭和63年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「やむを得ない事情」を「特別の理由」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県技術専門学院条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(多様な人材活躍推進室)

### 富山県条例第18号

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例（令和4年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は生徒」を削る。

第2条中「県内の」を「次の各号のいずれかに該当する者であって、」に、「限る」を「限り、同法第125条の2第1項に規定する専攻科を含む」に改め、「に在学する学生又は生徒であって、大学等」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 県内の大学等に在学する学生
- (2) 県内の高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）若しくは高等専門学校（同法第119条第1項に規定する専攻科を含む。）又は同法第124条に規定する専修学

校（同法第125条第1項に規定する高等課程及び専門課程に限り、同法第125条の2第1項に規定する専攻科を含む。）をいう。）を卒業し、又は高等専門学校第3学年の課程を修了し、県外の大学等に在学する学生

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（学術振興課）

## 富山県条例第19号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、「、栄養教諭」を削る。

「教	員	5,520人			
第2条中	栄	養	教	諭	56人
	を				
	学校栄	養	職	員	20人
			「教	員	5,601人
			学校栄	養	職
			員		16人
					に、

「261人」を「254人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（教・教職員課）

## 富山県条例第20号

富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校等設置条例（昭和39年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とする。

第3条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(中学校の設置)

**第3条** 富山県立中学校を次のとおり設置する。

学校の名称	位置
富山県立高志のあかり中学校	富山市

**附 則**

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(教・教育みらい室)

**富山県条例第21号**

富山県営体育施設条例の一部を改正する条例

**第1条** 富山県営体育施設条例（昭和39年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の表県営富山武道館の項及び県営高岡武道館の項を削り、同表に次のように加える。

富山県武道館	富山市
--------	-----

別表第1を次のように改める。

体育施設	休業日
富山県高岡総合プール 富山県富山弓道場 富山県福光射撃場 富山県漕艇場 富山県上市カヌー競技場 富山県西部体育センター	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日以外の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（富山県上市カヌー競技場にあつては、12月1日から翌年の3月31日までの日）

別表第2中

県 営 富 山 武 道 館 県 営 高 岡 武 道 館 県 営 富 山 弓 道 場	午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
---	---

を

「 県 営 富 山 弓 道 場	午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
-----------------	---

に改める。

別表第3の1の表中「10,810」を「11,950」に、「3,600」を「3,980」に、「16,240」を「17,950」に、「5,420」を「6,000」に、「1,210」を「1,340」に、「5,650」を「6,240」に改め、「県営富山武道館、県営高岡武道館及び及び「柔道場、剣道場又は」を削り、「3,450」を「3,760」に、「1,150」を「1,250」に、「6,890」を「7,500」に、「2,290」を「2,490」に、「20,110」を「21,780」に、「13,410」を「14,520」に、「3,210」を「3,440」に、「2,080」を「2,210」に、「6,900」を「7,590」に、「2,310」を「2,540」に、「51,120」を「56,220」に、「7,670」を「8,430」に、「3,070」を「3,380」に、「1,030」を「1,130」に、「25,250」を「27,770」に、「3,780」を「4,160」に、「510」を「560」に、「6,020」を「6,620」に改め、同表に次のように加える。

富山県武 道館	主道場	アマチュアスポーツ に利用する場合	大会	有料	1 時間	12,300
				無料	1 時間	4,100
			練習		1 時間	4,100
		アマチュアスポーツ 以外のスポーツに利 用する場合	大会	有料	1 時間	66,800
				無料	1 時間	16,700
			練習		1 時間	16,700
	スポーツ以外に利用する場合		1 時間	66,800		
	武 道 場 ( 畳 ) ( 板 )	アマチュアスポーツ に利用する場合	大会	有料	1 時間	5,400
				無料	1 時間	1,800
			練習		1 時間	1,800
		アマチュアスポーツ 以外のスポーツに利 用する場合	大会	有料	1 時間	30,000
				無料	1 時間	7,500
練習			1 時間	7,500		
スポーツ以外に利用する場合		1 時間	30,000			

	会議室	1 日	5,300
	研修室	1 日	17,500

別表第3の2の表富山県高岡総合プールの項中「340」を「370」に、「170」を「190」に、「270」を「300」に、「130」を「140」に、「400」を「450」に、「200」を「220」に、「320」を「350」に改め、同表県営富山武道館、県営高岡武道館及び県営富山弓道場の項中「210」を「220」に、「110」を「120」に、「80」を「90」に、「160」を「180」に改め、同表富山県福光射撃場の項中「670」を「720」に、「330」を「360」に、「540」を「930」に、「270」を「630」に改め、同表富山県漕艇場の項中「1,120」を「1,200」に、「560」を「600」に、「1,340」を「1,440」に、「670」を「720」に、「890」を「950」に、「450」を「490」に、「3,350」を「3,590」に、「2,460」を「2,630」に、「1,230」を「1,310」に、「1,790」を「1,910」に、「1,560」を「1,670」に、「780」を「840」に、「610」を「650」に改め、同表富山県上市カヌー競技場の項中「460」を「490」に、「230」を「250」に、「630」を「670」に、「310」を「330」に、「1,110」を「1,180」に、「560」を「600」に、「3,350」を「3,560」に、「1,560」を「1,660」に、「780」を「830」に、「1,790」を「1,900」に、「900」を「960」に、「2,450」を「2,600」に、「1,230」を「1,310」に、「610」を「650」に改め、同表富山県西部体育センターの項中「270」を「300」に、「130」を「140」に、「400」を「440」に、「200」を「220」に、「320」を「350」に、「170」を「190」に、「670」を「740」に、「330」を「360」に、「540」を「600」に、「860」を「940」に、「430」を「480」に、「690」を「760」に、「350」を「390」に、「340」を「370」に、「490」を「530」に、「250」を「280」に改め、同表に次のように加える。

富 山 県 武 道	主道場	一般	2 時間	310
		児童及び生徒	2 時間	180
	武道場（畳）（板）	一般	2 時間	310

館	児童及び生徒	2時間	180
---	--------	-----	-----

別表第3の2の表の備考の2中「県営富山武道館、県営高岡武道館及び」を削る。

**第2条** 富山県営体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中 「富山県西部体育センター」 を 「富山県西部体育センター  
富 山 県 武 道 館」 に改め

る。

別表第2中 「県 営 富 山 弓 道 場」 を 「県 営 富 山 弓 道 場  
富 山 県 武 道 館」 に改め

る。

別表第3の2の表中

県営富山武道館、 県営高岡武道館及び 県営富山弓道場	柔道場、 剣道場又は 弓道場	個人	一般	1人につき 2時間	220
			生徒及び学生		120
			児童		90
	団体	一般	1人につき 2時間	180	
		生徒及び学生		90	
		児童		30	

を

県営富山弓 道場	個人	一般	1人につき 2時間	220
		生徒及び学生		120
		児童		90

道 場	団体	一般	1人につき 2時間	180
		生徒及び学生		90
		児童		30

に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条中別表第3の2の表富山県福光射撃場の項の改正規定（「540」を「930」に、「270」を「630」に改める部分に限る。） 令和8年4月1日

(3) 第1条中第3条の表県営富山武道館の項及び県営高岡武道館の項を削る改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定、別表第3の1の表の改正規定（「県営富山武道館、県営高岡武道館及び」及び「柔道場、剣道場又は」を削る部分に限る。）並びに別表第3の2の表の備考の2の改正規定並びに第2条中別表第3の2の表の改正規定 規則で定める日

(4) 第1条中第3条の表に次のように加える改正規定、別表第3の1の表に次のように加える改正規定及び別表第3の2の表に次のように加える改正規定並びに第2条中別表第1及び別表第2の改正規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 富山県営体育施設条例第8条第1項、第11条第2項及び第12条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為であつて、前項第4号に掲げる規定による改正後の富山県営体育施設条例第3条に規定する富山県武道館に係るものについては、前項第4号に掲げる規定の施行の日前においても、富山県営体育施設条例第8条第1項、第11条第2項及び第12条の規定の例により、行うことができる。

(スポーツ振興課)

## 富山県条例第22号

元気とやま未来創造基金条例を廃止する条例

元気とやま未来創造基金条例（平成25年富山県条例第11号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(財 政 課)

---

